

中小企業等復旧・復興支援事業
(空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業)
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災により被災した中小企業者の県内における事業再開を支援し、地域の総合的な復旧・復興を図るため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象となる業種並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定による暴力団、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している民間団体等を除く。

3 この要綱において「商工会・商工会議所」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

4 この要綱において「避難指示区域等」とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域、第15条第3項の規定に基づく屋内退避区域、特定避難勧奨地点に指定されたところをいう。

(補助金の交付基準)

第3条 この補助金は、別表1の基準により交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする中小企業者及び商工会・商工会議所（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）を福島県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年

法律第 226 号)の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を控除して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

3 申請書に添付する書類は、別表 2 のとおりとする。

(補助金の交付決定等)

第 5 条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付申請書の内容が適正であると認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(第 2 号様式)により申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるとき等は、事由が発生した日から起算して 10 日以内に、第 3 号様式により申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(変更等の申請)

第 7 条 補助事業者は、規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき知事の承認を受けようとするときは、事業変更(中止・廃止)承認申請書(第 4 号様式)を知事に提出し承認を受けなければならない。

2 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する別に定める軽微な変更とは、次に定める場合で、事業計画の大幅な変更がないものをいう。

(1) 補助事業に要する経費の 20%以内の減となる場合

(状況報告)

第 8 条 知事は、規則第 11 条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第 9 条 規則第 13 条第 1 項の規定による実績報告は、実績報告書(第 5 号様式)によるものとし、その提出時期は、補助事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日、交付決定日以前に補助事業が完了している場合においては、交付決定日)から起算して 20 日を経過した日、又は交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行う場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を控除して報告

しなければならない。

- 3 第1項に規定する実績報告書に添付すべき書類は、別表3のとおりとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、第9条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第7号様式)により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の通知は、第5条で通知している交付決定額と確定額とが同一である場合については、省略できるものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要であると認める場合は、補助事業者が提出する補助金概算払請求書(第9号様式)により概算払いをすることができる。

(交付決定の取り消し)

第13条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
 - (3) 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員等
- 2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15

号) 別表に定める期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、基準で定めるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助事業者は、補助金の交付対象となった事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

- 2 知事は、補助金の交付を受けた企業に対し、必要に応じて立入検査を行うことができる。また補助事業の内容について報告を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月17日から実施し、平成23年3月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年9月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から実施し、平成23年6月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

【空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業】

別表1 補助金交付基準

項目	内容
補助対象者	避難指示区域等で被災し、県内で空き工場・空き店舗等を借り上げて帰還するまでの間、仮操業・仮営業を行う中小企業者及び商工会・商工会議所
補助対象経費	令和7年4月1日から交付決定があった日の属する年度の3月31日までの間、事業再開に必要な①から④に掲げる経費であって、被災前の事業環境に戻すためのものに限る。 ① 空き工場・店舗等を借り上げるための費用（土地及び建物） ※ 住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗等に係る部分のみを補助対象とする。 ※ 土地・建物の賃貸借契約にあたり、契約の相手方が補助金の交付申請をしようとする企業の役員である場合、補助対象外とする。 ② 被災した工場・店舗等や仮工場・店舗等から①の空き工場・店舗等へ設備等を移設する費用 ③ 空き工場・店舗等を利用するにあたり必要となる改装費 ④ 自ら所有する設備が被災し、その代替となる設備等を借り上げるための費用 ※ ①の費用を伴わない申請は対象外とする。ただし、中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場・店舗等に入居する者はこの限りではない。
補助率	避難指示区域等で被災した事業者 3/4 以内 (富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の避難指示区域等で被災した事業者のみ。)
補助金額	補助対象経費に補助率を乗じた額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。 また、1事業所あたり250千円/回（製造業においては500千円/回）を補助下限額とし、5,000千円/回（製造業は25,000千円/回）を補助上限額とする。ただし、平成23年度から令和6年度までの補助事業において交付決定を受けた者が、令和7年度も継続して補助金の交付を受けようとする場合には、補助下限額は設けない。

※ 1事業所あたりの補助申請は1回限りとする。ただし、次の①②③の場合はこの限りではない。

- ① 平成23年度から令和6年度までの補助事業において交付決定を受けた者が、令和7年度も継続して補助金の交付を受けようとする場合。
- ② 避難指示区域等から移転を余儀なくされた者が、避難指示の解除に伴い、帰還する場合。
- ③ その他知事が特に必要と認める場合。

※ 補助対象に原子力災害賠償金が交付される場合で、当該金額と本補助金交付額の合計額が補助対象経費の額を超過する場合は、超過額について補助金額から減額して交付するものとする。

別表2 補助金交付申請書（第1号様式）の提出期限及び添付書類

項目	内容
提出期限	県が定める期日
添付書類	・被災時に被災施設の所在地において事業を行っていたことが分かる書類（法人の場合は商業登記事項証明書及び税務申告書の写し、個人の場合は所得税申告書の写し） ・被災状況が確認できる工場・店舗などの建物、設備（申請する場合のみ）の写真等 ・固定資産償却台帳の写し（設備を申請する場合） ・被災した建物の所有関係を確認できる書類（不動産登記簿謄本（登記事項証明書）又は固定資産課税台帳） ・被災した建物の賃貸借契約書の写し（賃貸の場合のみ） ・工場・店舗等の借り上げ、設備の借り上げ等に要する費用が確認できる書類（賃貸借契約書、工事委託契約書、見積書の写し等） ・借り上げた店舗等が住宅と一体となっている場合は、全体及び店舗等部分の延べ床面積が把握できる平面図 ・被災した施設及び借り上げ工場・店舗等の位置図等 ・直近の製造原価報告書（製造業のみ） ・暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書 ・役員一覧（法人の場合のみ） ・その他知事が特に必要と認めるもの

別表3 実績報告書（第5号様式）の提出期限及び添付書類

項目	内容
提出期限	補助事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日、交付決定日以前に補助事業が完了している場合においては、交付決定日）から起算して20日を経過した日、又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
添付書類	・支払い実績が分かる書類（領収書、銀行振込明細書、通帳の取引履歴）の写し ・申請時点と補助事業の内容・金額が変更となった場合、その内容が確認できる書類（賃貸借契約書、請求書等）の写し ・借り上げ工場・店舗等や設備（申請した場合）の現況写真 ・その他知事が特に必要と認めるもの。